

特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）ウラ面

※見本は令和4年度を記載

○税額の計算方法

総所得金額①-所得控除合計②=課税総所得金額③
 課税総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④
 税額控除前所得割額④-税額控除額⑤=所得割額⑥
 所得割額⑥+均等割額⑦=特別徴収税額⑧
 特別徴収税額⑧-控除不足額⑨=差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

○税率

・均等割
 特別区民税 3,500円 都民税 1,500円
 ・所得割(総合課税分)
 特別区民税 6% 都民税 4%

○所得控除

雑損控除 (実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額
 医療費控除 医療費の支払負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
 ※地方税法別用第4条の4の規定の適用を受ける場合は特定一般用医薬品等購入費1万2千円(限度額8万8千円)

社会保険料控除等	支払金額	
	支払金額	控除額
生 命 保 険 料	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
	15,000円以下のとき	全額
保 険 料	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
料 控 除	70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)	
除	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	
	障害者控除	26万円
地 震 保 険 料 控 除	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円
控 除	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
控 除	15,000円超のとき	10,000円
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円	

納税者本人の所得金額	所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
控 除	配偶者 一般	33万円	22万円
	控 除 老人	38万円	26万円
配 偶 者	所得金額 48万円超95万円以下	33万円	22万円
	95万円超105万円以下	33万円	22万円
者	105万円超115万円以下	31万円	21万円
	115万円超120万円以下	26万円	18万円
特 別 控 除	120万円超130万円以下	21万円	14万円
	130万円超133万円以下	11万円	8万円
控 除	133万円超135万円以下	6万円	4万円
	135万円超137万円以下	3万円	2万円
控 除	障害者控除 (同居特別障害者)	30万円	33万円
	(同居特別障害者)	53万円	
控 除	寡婦控除	26万円	
	ひとり親控除	30万円	
控 除	勤労学生控除	26万円	
	扶養控除 一般		33万円
控 除	老人		38万円
	特定		45万円
控 除	同居老親等		45万円
	配偶者控除	26万円	
控 除	ひとり親控除	30万円	
	勤労学生控除	26万円	

基礎所得金額	所得金額	
	2,400万円以下	43万円
控 除	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円
納 税 者 本 人 の 合 計 所 得 金 額	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
控 除	2,450万円超2,500万円以下	15万円
	納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額	
納 税 者 本 人 の 合 計 所 得 金 額	合計課税所得金額が200万円以下の者	
	次の①と②のいずれか少ない額の5% (都民税2%、特別区民税3%)に相当する金額	
控 除	①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同金額額に掲げる金額を合算した金額	
	②合計課税所得金額	
納 税 者 本 人 の 合 計 所 得 金 額	合計課税所得金額が200万円超の者	
	①の金額から②の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円)の5% (都民税2%、特別区民税3%)に相当する金額	
納 税 者 本 人 の 合 計 所 得 金 額	①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同金額額に掲げる金額を合算した金額	
	②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	
納 税 者 本 人 の 合 計 所 得 金 額	控除の種類	金額
	基礎控除	5万円
納 税 者 本 人 の 合 計 所 得 金 額	普通	1万円
	特別	10万円
納 税 者 本 人 の 合 計 所 得 金 額	配偶者一般	5万円
	配偶者老人	10万円
納 税 者 本 人 の 合 計 所 得 金 額	特別配偶者	48万円超50万円未満
	特別配偶者	50万円未満
納 税 者 本 人 の 合 計 所 得 金 額	寡婦	1万円
	ひとり親	1万円
納 税 者 本 人 の 合 計 所 得 金 額	扶養一般	5万円
	扶養老人	10万円
納 税 者 本 人 の 合 計 所 得 金 額	同居老親等	18万円
	勤労学生	13万円

○税額控除(配当控除)

課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が26年から令和3年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」は「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年として計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

特別区民税 3/5 都民税 2/5

○税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区 分	特別区民税	都民税
配 当 割 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割	3/5	2/5

○税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の都民税は4%、特別区民税は6%に相当する金額

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 東京都共同募金会又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金
- 所得税法等で規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は荒川区の条例で定めるもの
- 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は荒川区の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特別控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額は、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の都民税は5分の2、特別区民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得額の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.89%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.160%
4,000万円超	44.055%

0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合) 90%

0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合) 地方税法に定める割合